

今後の都立学校における対応について

1 基本方針

春季休業の終了日の翌日から令和2年5月6日までの間、臨時休業とする。

2 学校における対応

【都立高校・中等教育学校等】

- ・入学式、始業式は、各学校が予定した日程で、規模等を縮小し、感染予防策を講じた上で実施
 - ・その後、登校日の設定等については、別途通知
 - ・休業期間中は、ICTの活用を含めた自宅学習等を指示
 - ・年間行事計画等を見直し、長期休業期間等を活用して教育活動を補う
- ※ただし、島しょ地区は原則として休業しない

【都立特別支援学校】

- ・入学式、始業式は、各学校が予定した日程で、規模等を縮小し、感染予防策を講じた上で実施
- ・その後、登校日の設定については、別途通知
- ・自宅等で過ごすことが難しい子供については、学校で過ごせるよう体制を整え、保護者との連携を密にして、きめ細かに対応
- ・スクールバスや昼食等を実施

3 区市町村への協力要請

都内全域における感染状況を踏まえ、区市町村教育委員会に対しても、都立学校の取組を参考として、感染拡大防止の取組への協力を強く要請し、あわせて、子供の居場所の確保やICTを活用した学習支援等についての対応も依頼する。その際、区市町村の取組に対して、都として支援を行う。

なお、設置者の判断により学校活動を再開する場合は、感染予防対策を十分に講じた上で実施し、感染者が発生した場合には、「都立学校版感染症予防ガイドライン」で示した臨時休業の取扱いも参考に迅速に対応するよう依頼する。